（参考）

住居表示の原則（大阪市の場合）

１．住居表示は、建物につけられた番号で、次のように表わす。

××○丁目　　○番　　　○号

町名　　　街区符号　住居番号

２．街区符号、は、「番」で表わす。（図１）

(１)　町、丁目区域の中で、道路などを境にして、いくつかの区画（街区という。）に分け、大阪城に近い方から順序よく番号がつけられる。この番号を「街区符号」という。

(２)　街区の大きさの標準は、約5,000平方メートル（正方形の街区では、一辺が約70メートル）である。この中に約40の住居（点検対象数）が含まれている。

３．住居番号は、「号」で表わす。（図２）

(１)　街区の周辺を10メートル間隔に区切り、大阪城に近い方から右回りに順序よく番号がつけちれる。この番号を「基礎番号」という。

(２)　住居番号は、建物の主な出入口、又は通路が接する街区境界線の基礎番号に基づいてつけられる。

４．住居番号の特例

中高層建物の住居番号は、団地のように棟番号のあるものについては、「棟番号」と「部屋番号」によって表わし、１棟だけのものについては、「基礎番号」と「部屋番号」によって表わす。

５．新築家屋の住居表示決定方法

新住居建築時、所有者又は居住者が区役所へ「建築物等新築届」により申請を行い、区役所が現場調査を行って決定する。

決定したものについては、区役所が「付定通知書」を送付し、住居番号を貼る。

根拠法令

住居表示に関する法律（昭和37．５．10．法律第119号）

（目的）

第１条　この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

